

# ぼくは人びとに会った

法と人間のはざまに

小中陽太郎



い  
く  
は  
人  
び  
と  
に  
会  
つ  
た

法と人間のはざまに

小  
中  
陽  
太  
郎

小中陽太郎著

ぼくは人びとに会った

——法と人間のはざまに

1984年10月20日第1版第1刷発行

日本評論社発行（代表・大石進）

東京都新宿区須賀町14（160）

電話 03（341）6161 振替東京 0＝16

印刷・株式会社 精興社 製本・松岳社

装幀・世永逸彦 検印省略

© Yotaro Konaka Printed in Japan.

ぼくは人びとに会った／目

次

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| われわれは十年待った ●三島由紀夫事件      | 3   |
| 神の掟と人の法 ●種谷牧師裁判          | 17  |
| 右傾化のなかの教科書 ●家永教科書裁判      | 29  |
| 六〇歳の「若い人」 ●中本ミヨ・男女定年差別訴訟 | 43  |
| “あいたい”の思想 ●チッソ水俣病・川本事件   | 53  |
| 血縁主義に挑む ●菊田医師実子あっせん事件    | 67  |
| くらやみの思想を ●豊前環境権裁判        | 79  |
| 非武装か人民の軍隊か ●反戦自衛官・小西裁判   | 93  |
| 棺桶を背負った闘い ●日化エクロム職業病訴訟   | 105 |
| 原子力発電と安全神話 ●原発被曝者・岩佐訴訟   | 117 |
| 天皇陛下を撃った男 ●天皇制反対パチンコ事件   | 131 |
| 映像表現の壁 ●キャロル裁判           | 145 |

わいせつって何だろう？ ●フォークリポートわいせつ事件

157

問われる戦後と日本人の道徳 ●台湾人元日本兵士訴訟

169

「生存権」を問い直す ●堀木訴訟

181

管理教育を撃つ十年 ●内申書裁判

193

軍国主義復活と闘う女たち ●箕面忠魂碑違憲訴訟

205

大地に根ざす平和 ●恵庭裁判

219

大都会が仕組んだ罠 ●大森勧銀事件

231

基本的人権としての性表現 ●ボルノ税関検閲違憲訴訟

243

くの字の滑走路 ●百里基地訴訟

255

死と向きあった三四年の恐怖 ●免田事件

267

復帰十一年目の反戦地主 ●沖縄米軍用地違憲訴訟

279

助きやいたばり衆人万人 ●伊江島米軍基地反対闘争

291

読者のみなさんへ

305

ぼくは人びとに会った――法と人間のはざまに





## われわれは十年待った ■三島由紀夫事件

●——一九八一年二月二五日

一九八一年二月二五日、東京・市ヶ谷の私学会館七階ホールである。

「三島由紀夫研究会結成十周年記念講演会」の会場は、開会一時間前で五〇〇人の椅子席がほぼ満員となった。聴衆は文学好きの人とみうけられるが、異様なのは、腕に「三島由紀夫研究会」、胸に名札をつけた学生服の青年たちがホールの壁に沿って直立不動の姿勢で立ち、一五分おきに交代することである。それと、リストの前奏曲のレコードが鳴り響き、場内には私語の囁きもほとんどないことであろうか。

十年前、故・林房雄はこう記した。「まず少数の理解者が彼の精神を想起し拡大する『憂国忌』に集まろう、『二、三百年後』という嘆きを、五年後、十年後にちぢめて、三島由紀夫の魂を微笑せしめ

るために」。その十年後が、すなわち今である。

私が会場へはいるうとすると、受付にいた背広姿の青年が、「小中さんですね」と声をかけてきた。三島由紀夫研究会の事務局長で駒沢大学四年生の佐々木俊夫である。

直接、佐々木事務局長の口から会の性格をきいた。「たんなる文学研究でもなく、逆に行動の顕彰でもない。十年間研究活動をやってきて現在五〇〇名、学生は早稲田、国学院、白百合などである。

女子学生などで、卒論を書くためにくるような人には、『なぜあんな死に方をしたか考えてくれ』とおひきとり願うのです。それに現在は改憲論が力をもったといいますが、自衛隊違憲論はカゲをひそめ、いっそう偽善が強まっています。佐々木事務局長は今後の方針についてこうもいった。「われわれはこれから追悼と同量の比重をもって『三島以降如何にあるべきか』を追求してゆきます」。

仏文学者・市原豊太について立った来賓が、「現在の憲法は天皇の御血をどう守るか、を主に考えられたものであり、昭和二十一年一月三日は帝国憲法の改正を公布した日というべきです」といったのには驚いた。これに拍手する人は二人ほどいたが、まばら。

さて、この夜のメインの講演者は、作家・黛敏郎と文芸評論家の大久保典夫である。黛は話の冒頭に、「十年前の壮挙のときからみて、日本は変わった。われわれが主張しつづけている自主憲法制定、自守防衛の言葉は、当時は口にするだけですぐに右翼だ、軍国主義だといわれたものだ。幸いなことに客観情勢は好転した。北方領土、アフガニスタン、カンボジアときて、ようやく世間の人は、平和憲法のお題目をとなえているだけではないけないと気づき、われわれの主張が通りだしたのだ」。しか

し、このあと黛敏郎は、当初の題目「文化的視点から見た三島由紀夫」を変更して「人間三島」とでもいうべき交友録を語った。私も訪れたことのある三島邸の趣味の悪さなどを齒に衣着せず語って、私には面白かったが、聴衆は、笑うべきか笑わざるべきか、途惑っている風情もみうけられた。黛敏郎の狙いは、ここで三島を改憲論者の先駆者にせずに、人間三島として残しておこうということかもしれない。つぎの大久保典夫の話は、古事記と三島の関係について、日本浪漫派の研究者らしい大演説だった。

閉会の辞で西山廣喜日本政治文化研究所理事長が「神格化しない、風化させない」とむすんだが、西山理事長が会場に出入するさいには、さっと七、八人の屈強の青年が前後を囲み、緊張感がみなぎり、右翼団体がこの会にくわわっていることを如実にものがたっていた。

●——一九七〇年十一月二十五日

一九七〇年十一月二十五日、三島由紀夫が市ヶ谷の自衛隊駐屯地で、隊員を前に檄を発し、声を渾らして演説し、隊員が聞かぬとみて切腹したとき、これをもっとも深刻に受けとめた人のなかに、小田実や真継伸彦氏ら、市民運動の隊列の作家たちがいた。

事件直後、小田実氏が、このように言うのを私は直接耳にしたものである。「みなは、呑気に、三島美学の完結というけれど、そんなことでいいのか。彼は自衛隊に決起を呼びかけた。もし成功していたら、われわれの首が刎ねられていたろう。まだ時代がそこまでいってなかった、ということでは

ないか」。つまり、この事件はクーデター未遂だ、というのである。

では、一九七〇年一月二五日に、三島は、いったい何をしようとしたのか。そして、法は、それをどのように裁いたのか。この日、午前一〇時に、NHKの伊達宗克は、市ヶ谷会館の「楯の会」例会の部屋で、三島由紀夫の手紙を受けとった。伊達は長く皇室を担当していた記者であり、自身学習院卒である。三島の手紙にはこうあった。「事件の経過は予定では二時間であります。しかし、いかなる墜落が起るかわかりず、予断を許しません。傍目にはいかに狂気の沙汰と見えようとも、小生らとしては、純粹に憂国の情に出でたるものであることを、御理解いただきたく思ひます」（伊達宗克『裁判記録・三島由紀夫事件』）。このように、三島由紀夫の考えのなかには、成功の可能性もはいつていたのである。このとき、市ヶ谷会館に待機していた楯の会の会員は八〇名余で、検事調書によれば、三島はあのと自衛隊駐屯地に集合することを計画していた。警察がこれを押しとどめたのである。つまり、クーデターが警察でくいとめられただけなのである（保阪正康『憂国の論理』）。こうしておいて、三島（平岡公威）と森田必勝、それに小賀正義、小川正洋、古賀浩靖は、一一時、市ヶ谷駐屯地にはいった。東部方面總監陸将・益田兼利（五七歳）と面会の約束があった。楯の会の制服を着て軍刀をもった五人をやすやすと總監室に通したことに問題があると私は思う。

「小賀、ハンカチ」という言葉が總監監禁の合図だった。ところが、益田自身が手拭いをとりにいかうとして三島らの手筈が混乱したらしい。三人で、いきなり總監にとびかかり、背後から首をしめつけ、ロープで両手両足を縛り、日本手拭いで猿ぐつわをかけた。「屈辱的な思いを与えた」と最終

報告はいつている。一一時二〇分、救出にはいつてきた自衛隊将校に切りつけ七人に負傷させている。これは相当の傷害で、①右脛骨開放骨折、②右側頭部右頬部切創、右前腕切創、③左手掌屈筋腱および正中神経尺骨神経切断（この人の傷がもっとも重い）以下計七人に傷を負わせたのである。そうして、「自衛官を本館前に集合させ、三島の演説を静聴させること、もし要求に応じなければ、総監を殺害し、三島は自決する」と書いた手紙を渡した。起訴状は、ここまです監禁致傷、暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害、職務強要としている。つまり、強要までが罪で、それ以降の演説は罪に問うていない。

だが、自衛官八〇〇名を前庭に集めたという事実を、総監個人に対する「強要」だけで片付けてしまうのはおかしいではないか。八〇〇人の自衛官にむかい、「われわれは四年待った。最後の一年は熱烈に待った。もう待てぬ。自ら冒瀆する者を待つわけには行かぬ。しかしあと三十分、最後の三十分待とう。共に起って義のために共に死ぬのだ」と訴えることは内乱の使喚にあたらないのか。それを助けた四人は内乱幫助ではないのか。それを裁かぬ以上、この公判は事の本質についていふれることはできなかった。

このあと、零時一〇分、三島は自決、森田が介錯し、つぎにこの森田が割腹、これを古賀が日本刀でその首を切り落とした。三島の首を切ったのは森田で、森田の首を切ったのは古賀だが、残った三人とも囑託殺とされている。弁護側もそこは争わなかった。ただし、三島も、森田も、介錯前に死んでいた、だから、これは死体損壊罪にすぎぬ、また介錯は武士道の儀式であるから損壊ではない、と

主張した。しかし、認められていない。

### ●——裁判の意味するもの

裁判長を櫛淵理（はきむ）という。この人は福島正則一八代目の子孫だ、と伊達が書いている。伊達政宗の子孫である伊達としては親近感があるのだろう。検事は石井和男、小山利男。弁護士は主任が元最高裁判事の草鹿浅之介、連合艦隊参謀長・草鹿竜之介の弟にあたる。いまはロッキード裁判の田中被告の弁護人で多忙をきわめている。さらに野村佐太男、酒井亨、林利男、江尻平八郎、大越譲である。

さて、三島研究会の記念講演会のあった八一年二月二五日昼間、私は酒井亨弁護士に、三島裁判をふりかえってもらった。氏は野村弁護士の依頼で、この事件の弁護にあたることになった。検事の息子で、法曹を志した。思想的には「どちらかといえば右に属する」とみずから規定する。しかし、十年という年月のせいか、弁護の内幕を氣さくに語ってくれた。

弁護団は、三島家の依頼にかかるものである。そして酒井弁護士は、「三島氏は軍国主義者ではないし、事件も政治行動ではなく、三島美学の結果だ」という方針でとらえたという。これが三島の義挙を強調しようとする民族団体の意向とあわず、公判中に民族団体が抗議にあらわれるようなこともあった。

公判は、一九七一年三月二三日にはじまった。被告らの上申書からかれらの思想を眺めてみよう。小賀正義、昭和二三年生、和歌山県出身、神奈川大生である。

「日本を守るとは、最終的に天皇を守らねばならないのだと考えるのです。それ故、現行憲法を真に日本人と自覚するならば黙って見過ごすことはできないのです」

小川正洋、昭和二三年生、千葉県出身、明治学院卒、日本学生同盟員だ。

「最後に私を行動させたものが何であるかを一言で説明するなら、天皇への恋心」

古賀浩靖、昭和二二年生、北海道出身である。

「現状維持の生温い状況の中に、日本中は、どっぷりつかって、これが将来どのような意味をもっているかを深く、真剣に探ることなく過ぎ去ろうとしていたことに、三島先生、森田さんらが憤らざるを得なかったことは確かです」

三島を介錯した森田<sup>まさかつ</sup>必勝は、昭和二〇年生まれ、三重県出身、両親を早く失い、中学校教員の兄に育てられ、早稲田大学教育学部に進む。一九六九年から楯の会学生長となる。森田と三島の間に、愛情関係があった、という説もある。西武デパートであつらえた楯の会の制服といい、東条会館で最後にとった記念写真といい、三島のなかに男性間の友愛への陶醉、異常な自己顕示、病的なナルシズムがあったことは、たしかであろう。楯の会は、文学性を注意深く排除して、武道や男性的規律という「仮面」をかぶっているのです、そこが見にくい。しかし、その根底において、自己愛、同性愛の傾向は強く流れている。

あるいは、自殺の原因を文学的衰弱に求める人もいる。たしかに『豊饒の海』では、三島の文体は、きまり文句の羅列に思える。文学的に虚脱感に陥っていたことはいなめない。

被告三人は、一九七一年七月七日、七ヵ月半で保釈される。

第八回公判で、解剖した慶応大斎藤教授、検視医、刀剣の鑑定家が証言する。弁護団としては、すでに死んでいた、としかかったようだが、三島、森田ともに意識があった、とされた。つぎに、楯の会会員と生長の家学生会全国総連合委員長・荒俣芳樹らが証言した。生長の家がこの公判に正式に登場するのはこの機会だけである。三島家側が、外部の団体と無縁にすすめようとしたらしい。それから、村松剛、黛敏郎の証言となる。第一一回公判だ。

村松証人「三島さんを軍国主義者だと予断をもってみるのは、大変な間違いだ。精神の問題として行動したまでで、気違いと言われるのも予期していた。身をもって現在の社会、日本人を目覚めさせようとした。犬死となるのを知って、死を選んだのだが、これは大きな歴史の見守るところと思う」

黛証人「たった五人の人たちでクーデターを起こそうとしたのではなく、筋を通さなければ承知できないという性格が、物質的繁栄に酔いしれて、精神が空虚になっている最近の風潮や政治の腐敗について、世の中の注意を喚起し、ショックを与えるための精神的クーデターを起こさせたのではないかと思う」「彼の行動は正当防衛の心境だったのではないかと思うし、私も同じ気持ちである」

三島が、この行動を考えた直接の動機は、七〇年一〇月二一日の新宿の反戦デモで、大いなる危機感を抱いたことにあるとされている。私もまたそのデモの中にいたが、危機感も敗北の悲壮感もなか



った。デモは私たち市民の意思表示であったが、それで政治が変わることも思っていなかった。しかし三島は、デモ隊が革命とも叫ばず、それに機動隊が出ないことでまったく失望した。七〇年というこの時点で、三島のみならず、また正当防衛という意識をもっていたことを、黛氏の証言は如実に示している。何に対しての防衛か？ 一つは、国際反戦デーにみられた学生たちの行動である。

もう一つは、憲法をそのままにして、経済成長にのみ狂奔する自民党や財界のご都合主義である。その意味では、二・二六事件の青年将校にも通ずるということであろう。そして、天皇を中心とする国家思想を回復すべく、天皇を元首とせよと主張した。日本の歴史と文化の統合としての天皇である。しかし、天皇という存在が、かつては軍部の独裁を生み、同時に政財界が日本をおさめるのに利用した、という昭和史の教訓はどうなるのか。天皇をそのように祭祀的かつ倫理的な存在としてのみ俗世間から分離できるのか。しかも、天皇の位置の変更を自衛隊の力をかりて、物理的に力によって国民に押しつけることまでも民主主義というのであろうか。道徳的頹廃は、日本という国の経済的運営のなかに潜んでいるのであって、天皇をもちだすことでは解決できないと私はみる。

第一三回公判で、佐藤功教授は、憲法草案はGHQから示されたものだとはしたが、それは当時の日本側の各種草案をみて起草したものであり、「かならずしも完全に日本国民の意思を無視して強制したということはない」と明言した。そして、「三島は天皇が文化の中心という改正論である。三島氏と同じ改正論はほかにはない」という。第一五回公判になると、被告たちが陳述した。小賀被告はこういっている。「ぼくらの言うクーデターは、一般のと違う。一般のは武力で政権を奪取すること